

平成22年度包括外部監査の結果に対する措置事項の公表
(西区役所)

- 1 監査結果公表年月日
平成23年2月7日(広島市監査公表第7号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年11月29日(広西振第94号)
- 4 監査のテーマ
市有財産の有効活用について
- 5 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

未利用地について (所管課:西区役所市民部区政振興課)	
監査の結果の要旨	措置の内容
<p>元己斐上町集会所敷地について</p> <p>近隣住民により、畑として耕作されている部分が一部あった。短期間とはいえ、市有財産に許可なく立ち入り、自らの利益のために畑を耕作するといったことは認められない。</p> <p>市有財産については、常に現状を把握し、維持保全上不完全な点がないかどうかの点に最善の注意を払い、その所有の目的に応じて、経済的かつ効率的に使用されるようにしなければならない(広島市財産規則第16条)との観点から、速やかに原状回復させ売却すべきである。</p>	<p>平成22年10月15日付けで、当該敷地内で耕作を行っていた隣地所有者による原状回復が完了したことを確認し、立入禁止及び市有地である旨を表示する看板を設置した。以後、西区役所市民部区政振興課において、従来よりも現地確認の回数を増やすなど適切な維持管理に努めている。</p> <p>平成23年2月16日付けで、財政局管財課に対して当該土地の売却依頼を行った。</p> <p>その後、財政局管財課において、平成23年9月に定期公募を行ったが、応札がなかったため、常時公募に切り替えてホームページに掲載している。</p>

平成 2 2 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(西 区 役 所)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 3 年 2 月 7 日 (広島市監査公表第 7 号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 3 年 1 2 月 7 日 (広西土第 6 9 2 号)
- 4 監査のテーマ
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

未利用地について (所管課 : 西区役所建設部土木課)					
監 査 の 意 見 の 要 旨					対 応 の 内 容
No	財産名称	財産区分	所在地	地目	公募面積 (㎡)
①	草津地区道路整備事業の残地	普通	西区草津南一丁目 1 9 9 5 番 3 4 8	宅地	6 7 . 5 1
②	草津地区道路整備事業の残地	普通	西区草津南一丁目 1 9 9 5 番 3 4 5	宅地	4 4 . 8 9
<p>①, ②について</p> <p>昭和 5 8 年の取得時から相当な期間が経過しているが, その間何もされていなかった。</p> <p>また, 未利用地と位置付けた平成 1 7 年から 5 年を経過しているが積極的に有効活用するための対策がとられていない。</p> <p>現地の立地条件や土地の面積から考えると隣接者への売却の可能性が考えられるので, 隣接者との交渉を早期に行うべきである。</p>					
<p>平成 2 3 年 1 月 2 7 日, 隣接者に平成 2 3 年度中に当該土地 (2 筆) を公募売却する予定である旨を説明した。</p> <p>その後, 当該土地の地積を確定するため用地調査を行い, 平成 2 3 年 3 月 2 2 日付けで広島法務局において地積の更正登記を行った。</p> <p>平成 2 3 年 5 月 2 6 日, 財政局管財課へ当該土地の売却を依頼し, 平成 2 3 年 9 月 2 7 日に定期公募による入札を行ったところ応札があり, 平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日に落札者と売買契約を締結した。</p>					